

「トップ選手講話 & 交流会」
「令和 8 年度ナショナルトレーニングセ
ンター（NTC）研修」
運営業務

企画提案実施要領

令和 8 年 5 月

岩 手 県

この「企画提案実施要領」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「トップ選手講話&交流会」「令和8年度ナショナルトレーニングセンター（NTC）研修業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、企画提案に参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 業務内容

- (1) 業務名称及び数量
「トップ選手講話&交流会」
「令和8年度ナショナルトレーニングセンター（NTC）研修」運営業務 一式
- (2) 業務の仕様等
資料2「業務仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
委託契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで
- (4) 予算額
4,137千円以内（税込）（内訳：2,500千円、1,637千円）

2 参加者の資格に関する事項

参加者は、下記に掲げる企画提案参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たし、かつ岩手県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上で参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

また、共同提案の場合、県は必要に応じて、代表者以外の構成員についても、下記3(4)に定める、参加資格の確認に必要な書類（以下「参加資格確認申請書類」という。）の提出を求める場合がある。

〔参加資格の要件〕

- (1) 岩手県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有するもので、本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税等公租公課を滞納していない者であること。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
※ なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- (6) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う

- 非指名を受けていない者であること。
(8) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 企画提案参加手続き等に関する事項

**業務説明会に参加しない場合は、企画提案に参加できません。
「4 業務説明会に関する事項」に従い、手続きを行って下さい。**

(1) 担当課

岩手県文化スポーツ部 スポーツ振興課

[住 所] 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県庁12階

[電 話] 019-629-6790 [FAX] 019-629-6791

[E-MAIL] AK0003@pref.iwate.jp

(2) 資料の交付

本業務企画提案に関する次の資料は、県公式ホームページに掲載する。

[資料1] 企画提案実施要領

[資料2] 業務仕様書

[資料3] 企画提案書作成要領

[資料4] 企画提案審査要領

[その他] 各種様式

■掲載ページ

トップページ > 右端上「県政情報」> 「入札・コンペ・公募情報」> 「コンペ」
> 「コンペ参加者募集情報」

(3) 質問の受付

本業務に関する質問の受付及び回答は、次により行う。

ア 提出書類

【様式1】質問票

イ 提出期限

令和8年5月27日(水) **正午必着**

ウ 提出先及び提出方法

3(1)の担当課へ、持参又は電子メールにより提出

エ 回答方法

令和8年6月1日(月)にHPにより回答する。

(4) 参加資格の確認

ア 提出書類

参加者は、次により参加資格確認申請書類を3(1)担当課へ、持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

【様式2】参加資格確認申請書

【様式3】会社概要及び過去5年間の主な同種事業受託実績(パンフレット等でも可)

【様式4】受付票

【返信用封筒】長型3号、110円分の切手を貼付したもの

イ 提出期限

令和8年6月5日(金) **午後5時必着**

※1 持参の場合は、午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間に直接提出のこと。

※2 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて午後5時までに必着のこと。

ウ 提出先及び提出方法

3(1)の担当課へ、持参又は郵送により提出

エ 確認結果

令和8年6月8日(月)以降に、通知する。

オ 留意事項

(ア) 上記書類を期限までに提出しない者又は参加資格が認められなかった者は、企画提案に参加することができないものとする。

(イ) 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とすることがある。

(5) 参加資格の喪失

参加者が「5」に定める企画提案審査委員会の実施日までに参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失うものとする。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、次により、県に対し書面(様式任意)でその理由の説明を求めることができる。

県は、説明を求められたときは令和8年6月17日(水)までに、説明を求めた者に対し、郵送により書面でその理由を回答する。

ア 提出期限

令和8年6月11日(木) 正午必着

イ 提出場所及び提出方法

3(1)の担当課へ持参

4 企画提案に関する事項

(1) 企画提案書等の提出

参加者は、次により関係書類を提出しなければならない。

ア 提出書類及び部数

「企画提案書作成要領」で定める書類(以下「企画提案書等」という。) 各10部

イ 提出期限

令和8年6月11日(木) 正午必着

ウ 提出先及び提出方法

3(1)の担当課窓口へ、持参又は郵送により提出

※1 持参の場合は、午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時まで(ただし提出期限最終日にあっては正午までに限る)の間に直接提出のこと。

※2 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて正午までに必着のこと。

エ その他

(ア) 参加者1者につき1提案とし、複数提案は認めない。

(イ) 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回することができないものとする。

(2) 企画提案の無効

3(4)オにより参加資格が認められなかった者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他、企画提案に関する条件に違反した提案

(3) 企画提案への不参加

ア 参加資格の確認の結果、参加資格を有すると認められた者が「5」で定める企画提

案に参加しない場合は、令和8年6月9日(火)正午までに、【様式5】「企画提案参加辞退届」を3(1)の担当課窓口まで持参又は郵送により提出しなければならない。
イ アにより企画提案に参加しなかった者は、これを理由として、以降、県が実施する他の企画提案等について不利益な取扱いを受けることはない。

5 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

- ア 「企画提案審査要領」に基づき、企画提案審査を次により行う。
- イ 企画提案審査の際は、企画提案書等に基づいて、参加者によるプレゼンテーションを実施する。

(2) 企画提案審査委員会の開催

- ア 開催日時
令和8年6月15日(月) ※ 時間は別途通知します。
- イ 開催場所
※別途通知
- ウ 開催方法等
 - (ア) プレゼンテーションの順番については、3(1)の窓口への企画提案書等の提出順とする。
 - (イ) プレゼンテーションの時間は、1者当たり30分(説明20分、質疑応答10分)とする。
なお、都合により1者当たりのプレゼンテーション時間を変更することがある。

(3) 委託候補者の決定

- ア 県は、審査結果を基に第1順位の委託候補者を決定する。
- イ 企画提案の結果については、各参加者に郵送により書面で通知する。
- ウ 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

6 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

岩手県会計規則(平成4年岩手県規則第21号)に基づき判断する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、発注者と委託候補者との協議により契約締結段階において項目の追加、変更又は削除を行うことがある。

7 公正な企画提案の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。

- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画提案を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案に参加させず、又は企画提案の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ア 参加者が発注者に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- イ 提出書類は返却しない。
- ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(2) 企画提案に要した費用について

全て参加者が負担するものとする。

(3) その他

- ア 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
- イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

[参考] 本業務企画提案に係るスケジュール

- | | | |
|-------------------|----------|------------------|
| (1) 質問票の提出期限 | 5月27日(水) | 正午 |
| (2) 質問票への回答 | 6月1日(月) | HPにおいて回答 |
| (3) 参加資格確認申請書提出期限 | 6月5日(金) | 午後5時 |
| (4) 参加資格確認結果通知 | 6月8日(月) | 以降 |
| (5) 企画提案参加辞退届 | 6月9日(火) | 正午 |
| (6) 企画提案書提出期限 | 6月11日(木) | 正午 |
| (7) 企画提案審査委員会 | 6月15日(月) | ※ 時間及び会場は別途通知する。 |
| (8) 企画提案結果通知 | 6月15日(月) | 以降 |
| (9) 契約締結 | 7月上旬 | 以降 |